（様式第１号）

平成　　年　　月　　日

（提出先）大阪市長

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は代表者

の役職及び氏名　　　　　　　　　　 印

連絡先電話番号

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付申請書

大阪市送迎ステーション開設費補助金の交付を受けたいので、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

１　申請額　　　　　金　　　　　　　　　　　　　円

２　申請額の算出基礎

　(1)　保育送迎ステーションの改修工事に必要な工事費等及び工事事務費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ①事業費 | ②補助対象経費 | ③補助基準  上限額 | ④補助額（②と③の少ない額） |
| 工事請負費（Ａ） | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 工事事務費（Ｂ） | 円 | 円 |
| 設備整備・保育用品 | 円 | 円 |
| 合計 | 円 | 円 |

※工事事務費(Ｂ)の補助対象経費の上限は、工事請負費(Ａ)の2.6％。基本設計費は対象経費外。

　　　④の補助額は千円未満切捨て

　(2)　児童の送迎に用いる自動車の購入費

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | ①事業費 | ②補助対象経費 | ③補助基準  上限額 | ④補助額（②と③の少ない額） |
| 自動車の購入費 | 円 | 円 | 円 | 円 |

３　整備を行う保育送迎ステーションの所在地及び名称

所在地

名称

４　補助事業の名称、目的及び内容

名　　　　称： 保育送迎ステーション開設事業

目的及び内容：

５　補助金を必要とする理由

６　現在行っている事業の概要

７　添付書類

(1)　事業計画書

(2)　設計図書（配置図及び平面図（室名及び面積が記載したもの））の写し

(3)　補助事業にかかる収支予算書

(4)　工事費又は工事請負費の見積書の写し

(5)　設計監理費見積書の写し

(6)　保育用備品の購入費など保育送迎ステーションの開設準備に必要な経費の見積書の写し

(7)　保育送迎ステーションの用に供する土地又は建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書等の写し（契約締結前は、契約書案の写し）

(8)　児童の送迎に用いる自動車の購入費の見積書の写し

(9)　印鑑登録証明書

(10)　その他市長が必要とするもの

事　業　計　画　書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　保育送迎ステーションの名称及び所在地 | | |  | | | |
| ２　事業の目的及び効果 | | |  | | | |
| ３　事業実施者名 | | |  | | | |
| ４　定　　員  （単位：人） | | 年齢 | ３歳 | ４歳 | ５歳 | 計 |
| 定　員 |  |  |  |  |
| ５　事業所の規模及び構造 | | |  | | | |
|  | (1)建物の面積 | | 専有面積　　　　　　　　㎡ | | | |
| (2)建物の構造 | | 造　　階建（内　　　階部分） | | | |
| (3)建物所有者 | |  | | | |
| (4)権利関係 | | □　賃貸（賃料：　　　　　　　　　）　 □　使用貸借  □　自己所有　　□　行政財産使用許可 | | | |
| (5)賃貸借等期間 | | 平成　　年　　月　　日　　～　平成　　年　　月　　日 | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ６　開　設　費　内　訳 | | |  |
|  | (1)工事費 | | 円 |
| (内訳) | 補助対象額 | 円 |
| (2)設計監理費 | | 円 |
| (内訳) | 補助対象算入可能額 | 円 |
| 補助対象額 | 円 |
| (3)設備整備・保育用品購入費 | | 円 |
| (内訳) | 補助対象額 | 円 |
| (4)自動車購入費 | | 円 |
| (内訳) | 補助対象額 | 円 |
| 開　設　費　合　計 | | 円 |
| (内訳) | 補助対象額 | 円 |
| ７　整備財源内訳 | | |  |
|  | (1)補助金 | | 円 |
| (2)設置者負担金 | | 円 |
| (内訳) | 自己資金 | 円 |
| 借入金 | 円（借入先：　　　　　　　　　） |
| (3)整備財源合計 | | 円 |
| ８　工事期間等 | | | |
|  | (1)工事・請負の別 | | 請負　・　その他（　　　　　　　） |
| (2)契 約 年 月 日 | | 平成　　　年　　　月　　　日（予定） |
| (3)着 工 年 月 日 | | 平成　　　年　　　月　　　日（予定） |
| (4)完 成 年 月 日 | | 平成　　　年　　　月　　　日（予定） |
| (5)事業開始年月日 | | 平成　　　年　　　月　　　日（予定） |
| ９　その他参考事項 | | | |

（様式第２号）

大阪市指令こ青第　 　　 号

平成　　　年　　　月　　　日

申請者名　　　　　　　様

大阪市長　　○○　○○

（担当：こども青少年局保育施策部保育企画課）

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった標記補助金については、次の条件を付して

金　　　　　　　　　円を交付することを決定したので通知します。

記

１　補助金交付の条件

(1)　この補助金は、補助対象事業（以下「補助事業」と言う）である申請者名が行う保育送迎ステーション「（仮称）事業所名」の開設費補助金として交付するものであり、申請書記載の内容と相違することのないように使用すること。

(2)　補助事業の内容等を変更（市長が認める軽微な変更を除く）する場合には、市長の承認を受けること。

(3)　補助事業を中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(4)　補助事業が予定の年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第１項第２号により厚生労働大臣が別に定める期間の考え方を準用し、その期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(6)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図ること。

(7)　市長が、補助金にかかる執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。

(8)　工事の経過等事業の進捗状況を必要に応じて市長に報告しなければならないこと。

(9)　市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

(10)　事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

　　なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支店等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

　　また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市長に納付させることがある。

(11)　事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(12)　事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

(13)　事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(14)　その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第７号。以下「交付規則」という。）及び大阪市保育送迎ステーション開設費補助金要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守すること。

２　その他

(1)　補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から５年間保存すること。

(2)　本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

（様式第３号）

大阪市指令こ青第　 　　 号

平成　　　年　　　月　　　日

申請者名　　様

大阪市長　○○　○○

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金不交付決定通知書

　平成　　年　　月　　日付けで申請のありました大阪市保育送迎ステーション開設費補助金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

１　交付しない理由

（様式第４号）

平成　　年　　月　　日

（提出先）大阪市長

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は代表者

の役職及び氏名　　　　　　　　　　 印

連絡先電話番号

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付申請取下書

平成　　年　　月　　日付け大阪市指令こ青第　　　　号にて通知のありました大阪市保育送迎ステーション開設費補助金の交付決定については、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

記

１　補助金交付決定通知書を受け取った日　　　　平成　　年　　月　　日

２　取下げの理由

（様式第５号）

平成　　年　　月　　日

（提出先）大阪市長

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は代表者

の役職及び氏名　　　　　　　　　　 印

連絡先電話番号

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金事業内容変更承認申請書

　平成　　年　　月　　日付け大阪市指令こ青第　　　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

１　変更する内容及びその理由

（様式第６号）

平成　　年　　月　　日

（提出先）大阪市長

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は代表者

の役職及び氏名　　　　　　　　　　 印

連絡先電話番号

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金中止・廃止承認申請書

　平成　　年　　月　　日付け大阪市指令こ青第　　　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

１　中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間を併せて示すこと。）

（様式第７号）

大阪市指令こ青第　　号

平成　　年　　月　　日

法人名

代表者名　様

大阪市長　○○　○○

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金事業内容変更等承認通知書

　平成　　年　　月　　日付けで申請のあった大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱第８条第１項に規定する承認申請について、次のとおり承認することを通知します。

記

１　承認する内容等

２　承認条件

（様式第８号）

大阪市指令こ青第　　号

平成　　年　　月　　日

法人名

代表者名　様

大阪市長　○○　○○

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金事業内容変更等不承認通知書

　平成　　年　　月　　日付けで申請のあった大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱第８条第１項に規定する承認申請について、次のとおり承認しませんので通知します。

記

１　承認しない理由

（様式第９号）

大阪市指令こ青第　 　　 号

平成　　　年　　　月　　　日

申請者名　様

大阪市長　○○　○○

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

　平成　　年　　月　　日付け大阪市指令こ青第　　　　号にて交付決定しました大阪市保育送迎ステーション開設費補助金については、次のとおり取消し・変更することを決定しましたので通知します。

記

１　取消し・変更の内容

２　取消し・変更の理由

（様式第10号）

平成　　年　　月　　日

（提出先）大阪市長

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は代表者

の役職及び氏名　　　　　　　　　　 印

連絡先電話番号

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金実績報告書

平成　　年　　月　　日付大阪市指令こ青第　　　　号で交付決定を受けた標記補助金にかかる事業の実績について下記関係書類を添え報告します。

記

１　補助金交付予定額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　整備を行った事業所の所在地・名称及び種別

所在地

名　　　　称

３　補助事業等の名称

保育送迎ステーション開設事業

４　補助金等の交付の決定にかかる通知書の交付日及び交付番号

　　　平成　　年　　月　　日　大阪市指令こ青第　　　　　号

５　添付書類

(1)　事業実績報告書

(2)　建物の図書（配置図及び平面図（室名及び面積が記載したもの））の写し

(3)　補助事業にかかる収支決算書

(4)　工事についての契約関係書類の写し

(5)　設計監理についての契約関係書類の写し

(6)　保育用備品の購入など保育送迎ステーションの開設準備に必要な経費に関する契約関係書類の写し

(7)　保育送迎ステーションの用に供する土地又は建物を賃貸借する場合は、賃貸借契約書等の写し

(8)　児童の送迎に用いる自動車の購入にかかる契約関係書類の写し

(9)　第４号、第５号、第６号、第７号及び第８号に規定する契約に係る請求書の写し

(10)　第４号、第５号、第６号、第７号及び第８号に規定する契約に係る領収書及び振込金受取書の写し

(11)　第９号及び第10号に規定する書類で証明される金額が、第４号、第５号、第６号、第７号及び第８号に規定する契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書

(12)　建物内外主要部分及び自動車の写真

(13)　自動車の車検証の写し

(14)　その他市長が必要とするもの

事　業　実　績　報　告　書

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　保育送迎ステーションの名称及び所在地 | | |  | | | |
| ２　事業の目的及び効果 | | |  | | | |
| ３　事業実施者名 | | |  | | | |
| ４　定　　員  （単位：人） | | 年齢 | ３歳 | ４歳 | ５歳 | 計 |
| 定　員 |  |  |  |  |
| ５　事業所の規模及び構造 | | |  | | | |
|  | (1)建物の面積 | | 専有面積　　　　　　　　㎡ | | | |
| (2)建物の構造 | | 造　　階建（内　　　階部分） | | | |
| (3)建物所有者 | |  | | | |
| (4)権利関係 | | □　賃貸（賃料：　　　　　　　　　　）　 □　使用貸借  □　自己所有　　□　行政財産使用許可 | | | |
| (5)賃貸借等期間 | | 平成　　年　　月　　日　　～　平成　　年　　月　　日 | | | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ６　整備費内訳 | | |  |
|  | (1)工事費 | | 円 |
| (内訳) | 補助対象額 | 円 |
| (2)設計監理費 | | 円 |
| (内訳) | 補助対象算入可能額 | 円 |
| 補助対象額 | 円 |
| (3)設備整備・保育用品購入費 | | 円 |
| (内訳) | 補助対象額 | 円 |
| (4)自動車購入費 | | 円 |
| (内訳) | 補助対象額 | 円 |
| 開　設　費　合　計 | | 円 |
| (内訳) | 補助対象額 | 円 |
| ７　整備財源内訳 | | |  |
|  | (1)補助金 | | 円 |
| (2)設置者負担金 | | 円 |
| (内訳) | 自己資金 | 円 |
| 借入金 | 円（借入先：　　　　　　　　　） |
| (3)整備財源合計 | | 円 |
| ８　工事期間等 | | | |
|  | (1)工事・請負の別 | | 請負　・　その他（　　　　　　　） |
| (2)契約年月日 | | 平成　　　年　　　月　　　日 |
| (3)着工年月日 | | 平成　　　年　　　月　　　日 |
| (4)完成年月日 | | 平成　　　年　　　月　　　日 |
| (5)事業開始年月日 | | 平成　　　年　　　月　　　日 |
| ９　その他参考事項 | | | |

（様式第11号）

大こ青第　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

申請者名　様

大阪市長　○○　○○

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金額確定通知書

　平成　　年　　月　　日付け大阪市指令こ青第　　　号にて交付決定しました大阪市保育送迎ステーション開設費補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

１　確定金額　　　　　金　　　　　　　　　　　円

（様式第12号）

大阪市指令こ青第　 　　 号

平成　　　年　　　月　　　日

申請者名　様

大阪市長　○○　○○

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付決定取消通知書

平成　　年　　月　　日付け大阪市指令こ青第　　　　号にて交付決定しました大阪市保育送迎ステーション開設費補助金については、次のとおり取消しすることを決定しましたので通知します。

記

　１　取消しの内容

　２　取消しの理由

（様式第13号）

平成　　年　　月　　日

　（提出先）大阪市長

（申請者）

住所又は所在地

氏名又は法人名

法人の場合は代表者

の役職及び氏名　　　　　　　　　　 印

連絡先電話番号

大阪市保育送迎ステーション開設費補助金支払報告書

平成　　年　　月　　日付け大阪市指令こ青第　　　　号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、当該補助事業に係る支払いが完了しましたので、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱第15条の規定により、領収書及び振込金受領書の写しを添えて報告します。

（様式第14号）

平成　　年　　月　　日

（提出先）大　阪　市　長

所在地

法人名

法人代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

平成　　年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成　　年　　月　　日付け大阪市指令こ青第　　　　号にて交付決定を受けた大阪市民間保育所等整備費補助金について、大阪市保育送迎ステーション開設費補助金交付要綱第17条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　補助金交付額

金　　　　　　　　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金　　　　　　　　　　　　円

３　添付書類

(1)　２の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）

(2)　２の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等

(3)　その他市長が必要とするもの。